

子どもたちを いじめから守る



(太平山謙信平 石碑より)

たったひとりしかない自分を、
ただ一度しかない一生を、
本当に生かすなかつたら、
人間、うまれてきたかいが
ないじゃないか。

「路傍の石」より



未来を担う子どもたちは、本市のかけがえのない宝です。その子どもたちが、「いじめ」で決して悲しむことがないように、社会全体で見守っていく必要があります。本市の名誉市民である山本有三先生の言葉にもありますように、これからの社会を担う子どもたちには、「たったひとりしかない」自分を大切にするとともに、「たったひとりしかない」他の存在を大切にし、人と人が互いに助け合って、共に生きる社会をつかっていってほしいと願います。

「いじめ」は、「いつでも、どこでも、だれでも」起こり得ることです。学校・家庭・地域が互いに手を取り合い、「たったひとりしかない」子どもたちが生き生きと活躍できる社会をつかっていきましょう。

栃木市



栃木市いじめ防止対策推進条例の概要

栃木市では、児童生徒がいじめのない学校生活を送ることができるように、栃木市いじめ防止対策推進条例を制定しています。この条例を基に、いじめの早期発見・早期対応と未然防止に努めています。

栃木市いじめ防止対策推進条例の目的【第1条】

■この条例は、児童生徒に対するいじめの防止等に関する基本理念を定めるとともに、いじめの防止等の推進に関し基本となる事項を定めることにより、栃木市の全ての児童生徒がいじめのない健やかで充実した生活を送ることを目的とする。

全ての児童生徒がいじめのない学校生活を送ることができるよう、本条例で、基本理念やいじめ防止のための基本的な事項について定めています。

用語の定義と対象【第2条】

○用語の定義

「いじめ」とは… 児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒からの心理的・物理的な影響を与える行為であり、心身の苦痛を感じているものをいいます。

○条例の対象

「学校」… 市内に所在する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校が対象です。

「児童生徒」… 市内の学校に在籍する児童生徒及び他市に通学する市内在住の児童生徒が対象です。

市民ぐるみで子どもたちをいじめから守ることを目指しており、市内の学校に在籍する児童生徒だけでなく、市内に在住する全ての児童生徒を対象としています。

栃木市いじめ防止対策推進条例の基本理念【第3条】

- 市、学校、保護者及び市民は、児童生徒が互いの存在を尊重し、安心して生活できる社会となるよう、いじめについての理解を深め、いじめが行われないよう規範意識の醸成に努めなければならない。
- 市、学校、保護者及び市民は、それぞれの責務と役割を自覚し、相互に連携していじめの防止に取り組まなければならない。

いじめについての理解を深め、規範意識の醸成を図るとともに、それぞれが責任と役割を自覚し、連携していじめ防止に取り組むことを基本理念としています。

いじめの禁止【第4条】

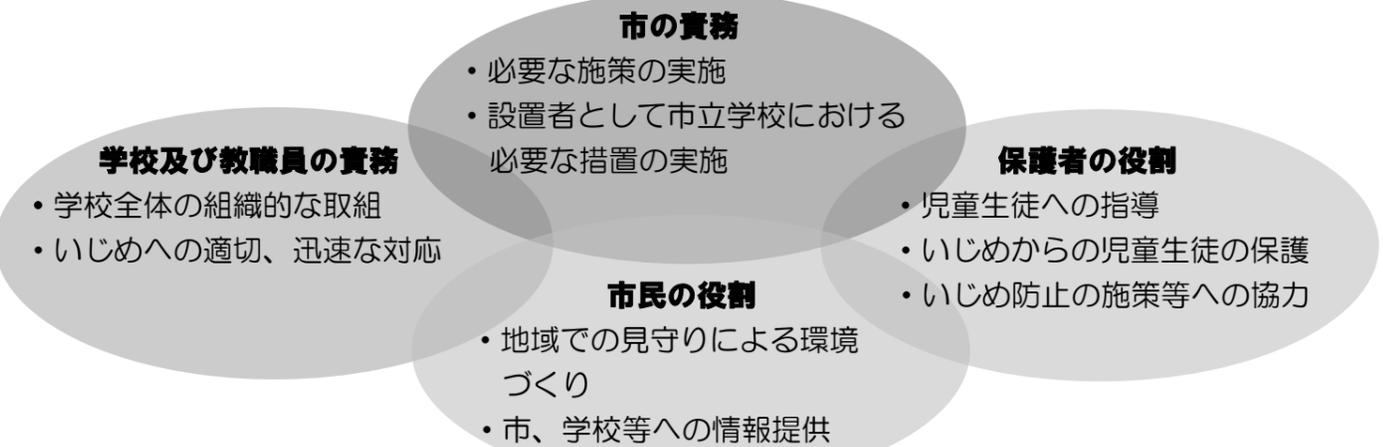
いじめは禁止 です。

安全で安心な学校生活を目指し、子どもたち自身が、いじめ防止に先んじて取り組みます。



大人たちの責任と役割【第5条～第8条】

ここでは、いじめを防止するための大人たちの役割を定めています。



～市・学校・保護者・市民が連携・協働して、いじめを防止してまいります～

いじめ防止基本方針の策定【第9条、第10条】

- 市いじめ防止基本方針の策定
いじめ防止等のための施策や組織的な対応について、市の基本的な方針を策定します。
- 市立学校いじめ防止基本方針の策定
学校の実情に応じたいじめ防止等のため、各学校における教育的な活動や組織的な対応等についての基本的な方針を策定します。

市教育委員会と市立小中学校のいじめ防止基本方針については、ホームページ等で見るすることができます。

いじめ防止のための組織【第11～13条】

- 栃木市いじめ問題対策連絡協議会
・・・いじめ防止の対策等について、関係機関の情報を相互に共有し、連携を図ります。
- 栃木市いじめ問題対策専門委員会
・・・いじめ防止の対策についての審議、重大ないじめが発生した際の調査を行います。
- 栃木市いじめ問題再調査委員会
・・・市長の諮問に応じて、専門委員会が行った調査結果について再調査を行います。

条例の推進体制【第14～16条】

ここでは、条例の推進に関する事項について掲げています。

- 施策の実施のために必要な財政上の措置に努めます。
- 児童生徒、保護者、市民等が相談できる体制を整備します。
- いじめの防止等に関する広報及び啓発活動を行います。



「いじめ」のサインを見逃さないようにしましょう！

子どもたちは、いじめを受けているということを周囲に話さないことがあります。特に、保護者の皆さんには、「心配をかけたくない」という思いが強いようです。

また、いじめは先生等の大人の目が届かないところで起きる傾向があり、発見が難しい場合が多いです。いじめの早期発見のために、学校ではアンケート調査や個別面談等で注意深く見守っていますが、ご家庭や地域の皆様からの情報がとても大切です。

気になる点がありましたら、学校にご相談ください。

保護者のみなさんへ

チェックリストをやってみましょう！

「いじめられている」かも

- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きがあったりする
- お金を要求したり、無断で持ち出そうとしたりする
- 登校時になると、頭痛や腹痛をよく訴える
- 衣服を汚してきたり、あざや傷がよくできたりしている
- 口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる

「いじめている」かも

- 買い与えていない物や心当たりのないお金をもっている
- 友達との会話の中に差別意識が見られる
- SNSへの書き込みをひんぱんに行っている
- 特定のグループでの行動が多く見られる
- 言葉遣いが荒くなり、言うことをきかなくなる

地域のみなさんへ

子どもたちは、大人の目の届かないところで、いじめをする傾向があります。登下校のときには、先生方をはじめ、大人の目が届きにくいものです。どうぞ子どもたちの様子を見ていただき、「おかしいな」と思ったら、ぜひ声をかけてください。声をかけにくいときには、学校に連絡をお願いします。



いじめなど、困ったときの相談は・・・

- ◆ 栃木市“あったか”電話 ☎ 0282-21-2478 平日 8:30～17:15
栃木市青少年育成センター
- ◆ “いじめ相談”電話 ☎ 0282-24-0667 平日 9:00～17:00
- ◆ 下都賀教育事務所
いじめ・不登校等相談ダイヤル ☎ 0282-23-3782 平日 9:00～16:00
- ◆ 栃木県いのちの電話 ☎ 028-643-7830 24時間対応
- ◆ 文部科学省
24時間子供SOSダイヤル ☎ 0570-0-78310 24時間対応